



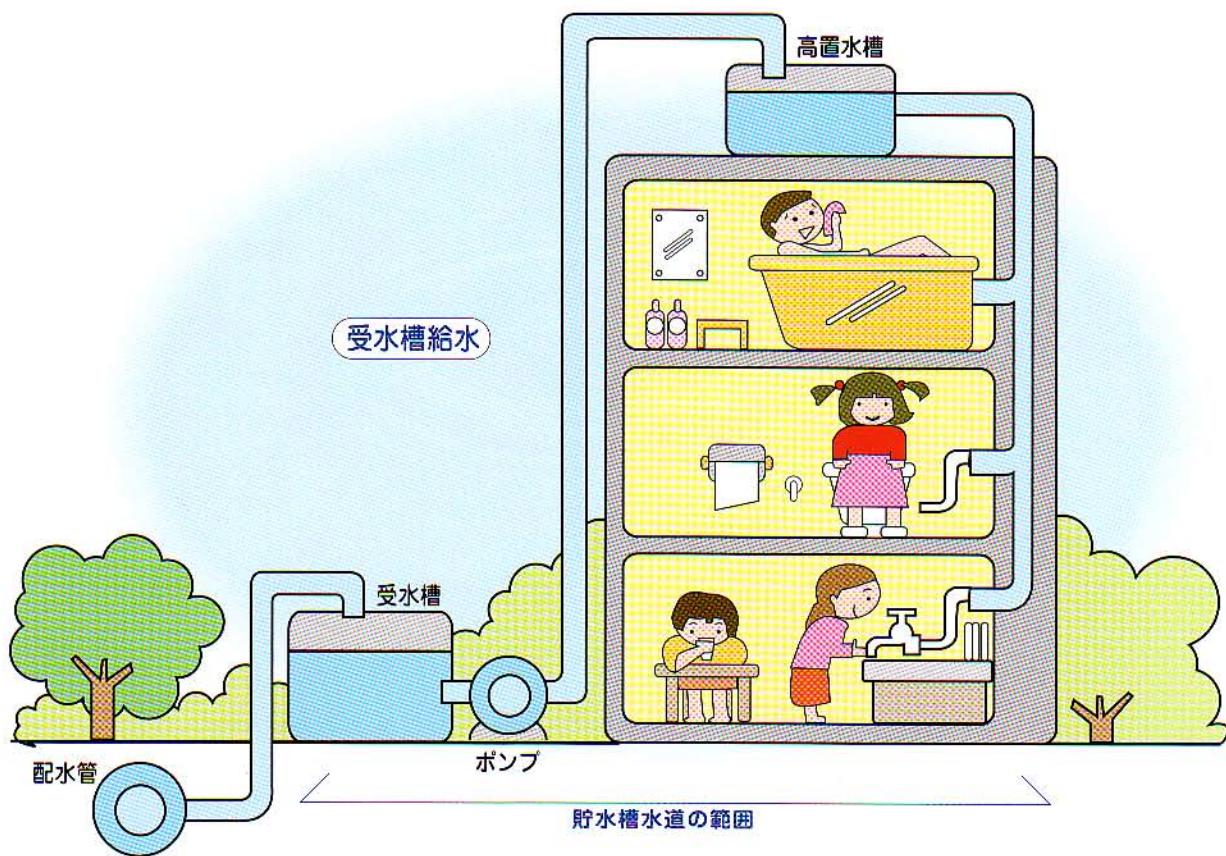
Information

厚生労働大臣登録簡易専用水道検査機関
(登録番号 第118号)

西宮管工事業協同組合



受水槽の中は、いつもきれいですか？



安全で安心な水を飲んで頂くために
貯水槽水道(受水槽等)の管理の状態の検査を受けましょう !!

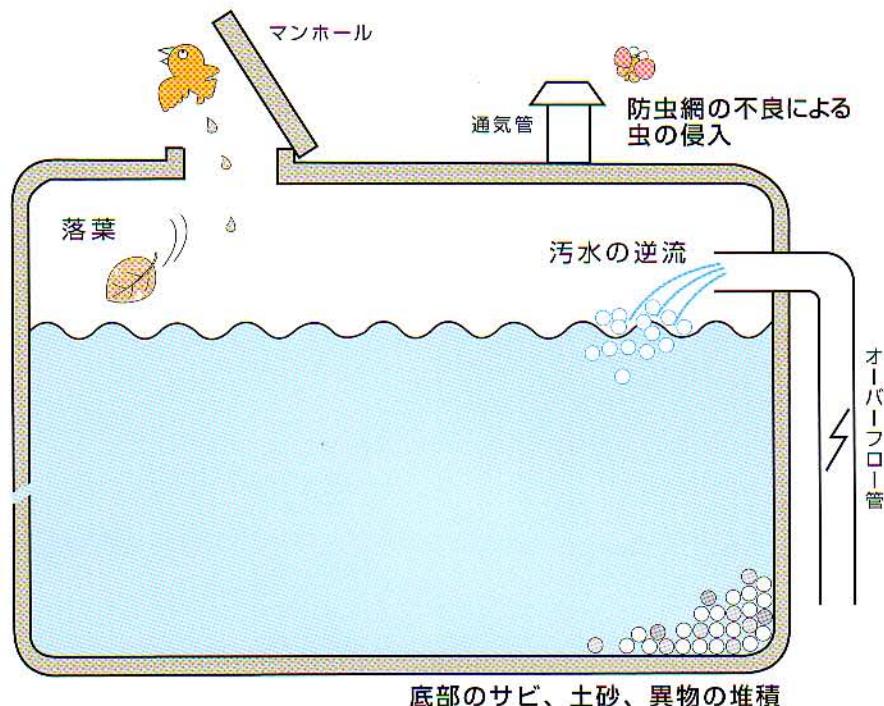
お宅の建物は、貯水槽水道のうち、
簡易専用水道？ 小規模貯水槽水道？

1. **簡易専用水道** とは、マンションなど受水槽による給水方式で、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものをいいます。
この様な水道は水道法で厚生労働大臣登録の検査機関に、1年に1回、定期的に管理の状態の検査を受けることが義務付けられています。

2. **小規模貯水槽水道** とは、受水槽の有効容量が10立方メートル以下の受水槽による給水方式をいいます。
この小規模貯水槽水道は、「西宮市小規模貯水槽水道管理指導要綱」の中で、「その管理状況に関する検査は、1年以内ごとに1回定期的に、自ら行うか若しくは厚生労働大臣登録の検査機関で検査を受けるように努めること」と規定されています。

“油断をすると このようなことがあります”

マンホールの蓋が開いていたため、鳥の粪や雨水等が入る



亀裂による
汚水の流入

飲料水です。設置者または管理をされる方々は、
たえず清潔に心掛けて、点検、清掃、検査を怠らないようにしましょう。



私たち、厚生労働大臣登録の
検査機関が、お宅の簡易専用水道
又は小規模貯水槽水道の管理の
状態を診断致します。
ご用命ください。



貯水槽水道の管理の検査内容

- 施設及びその管理の状態に関する検査（受水槽、高置水槽等）
- 給水栓における水質の検査（残留塩素の有無等6項目）
- 書類の整備等に関する検査（図面、水槽の掃除の記録等）

水とともに明日へ

地域に貢献することが私たちの願い

ご挨拶

水は、私達の生活になくてはならないものです。

西宮市内では、およそ半数の方々が受水槽をとおして水道を利用しております。

私達は、この水道水を皆様により安心して飲んでいただけるよう、西宮市内唯一の厚生労働大臣の登録検査機関として業務を始めました。

西宮管工事業協同組合は、長年にわたり上下水道管工事業等に携わってきました。この経験を活かし、貯水槽水道の管理の検査業務をとおして皆様方に「安心」、「安全」、「信頼」をお届けできるように、組合の総力をあげて検査業務に取り組んでまいります。

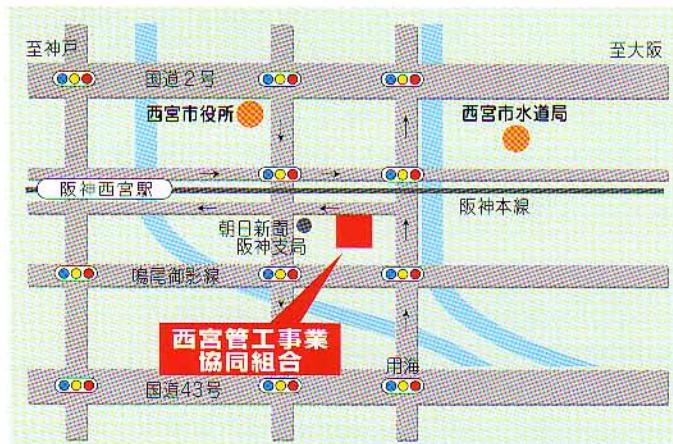


西宮管工事業協同組合の略歴

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 昭和29年 4月 | 中小企業等協同組合法に基づく「西宮管工事業協同組合を設立」 |
| 昭和32年 4月 | 西宮市水道局から「指定番号 第1号」の指定工事店となる |
| 昭和44年 10月 | 西宮市公共下水道排水設備指定業者「第1号」となる |
| 平成 7年 1月 | 阪神淡路大震災における水道施設復旧の支援活動に従事する |
| 平成13年 9月 | 近畿経済産業局長から官公需適格組合の証明を得る |
| 平成14年 7月 | 兵庫県知事登録建築物飲料水貯水槽清掃業となる |
| 平成21年 7月 | 厚生労働大臣登録簡易専用水道検査機関となる |

西宮管工事業協同組合の事業概要

- 給配水管工事 排水設備工事 空調設備工事
受水槽清掃業務 給水装置工事及び排水設備工事の設計業務
上下水道資材の斡旋、販売 簡易専用水道検査業務



西宮水交会館(組合ビル)